## 最低基準調書【幼保連携型認定こども園】 記載例 1 基礎情報 ① 施設名 ② 所在地 認定こども園札幌市子ども未来 札幌市 中央 区 南1条東1丁目 ③ 整備区分 ④ 現在運営している施設の認可年月日 平成 5 年 4 月 1 日 新設 〇 幼稚園からの移行 保育所からの移行 ⑤ 開設・移行(予定年月日) ※幼稚園又は保育所からの移行の場合入力 令和 2 年 4 月 1 日 2 運営内容等 適否 審査事項 札幌市が内示し ① 利用定員 た利用定員と一 致するか。 2歳 4歳 5歳 合計 0歳 1歳 3歳 1号 60人 70人 200人 70人 2 • 3号 5人 5人 5人 8人 8人 9人 40人 5人 5人 5人 78人 79人 240人 合計 68人 1学級人数が35 ② 学級編成 (3歳以上に係る学級に限る) 人以下となるよ うに学級編成が 3歳 4歳 5歳 合計 なされている 適 学級数 2学級 3学級 3学級 8学級 か。 1学級あたりの園児数 27人 34人 26人 3 職員 適否 審査事項 内閣府・文部科 ① 園長等 学省・厚生労働 省令に規定する 資格 園長の資格を満 たすか。 保育士登録があり、かつ、教諭免許状(専修又は1種)を保有(以下「両資 格保有」)し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者。 滴 上記と同等の能力を有すると法人が認める者(以下「資格保有同等」) 勤務状況 ○ 専任 兼任 兼任の場合兼ねる職名 ② 副園長・教頭 役職 配置有無 資格 副園長 無 ○ 両資格保有 資格保有同等 〇 有 教頭 有 〇 無 両資格保有 資格保有同等 職員が、条例に ③ 教育・保育従事者 (学級担任含む)

※経過措置期間中のため、保育士資格又は幼稚園教諭免許どちらか一方を保有している者でも可

※勤務時間の欄で、常勤は1人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力

非常勤

7人

勤務時間

160時間 600時間

非常勤

常勤

常勤換算值 配置基準

В

16人

Α

19人

配置数

常勤

15人

保育教諭等

## 記載要領

- ●黄色のセル に必要事項を入力してください。
- ●ドロップダウンリストが表示される項目は、リストから選択して入力してください。
- ●数字は全て単位入力不要です。数字のみ入力してください。
- ●1①「施設名」を入力すると、2以下の項目の適否欄が表示されます。 適否の内容は当該項目に入力した内容で変化します。実態に応じて各項目を漏れなく入力してください。
- ●適否欄が「否」と表示された場合は、認可基準を満たしていないため、記載内容に誤りがないかどうか十分に確認をお願いします。

●満3歳児クラスを設定する場合は3歳の欄に計上してください。

- ●「勤務時間」の欄は、当該職種において非常勤職員を配置する場合のみ入力してください。
- ・「常勤」: 当該職種の常勤職員1人の1月あたりの勤務時間
- ・「非常勤」: 当該職種の非常勤職員全員の1月あたりの勤務時間の合計

※当該職種において非常勤職員を配置する場合は、当該職種において常勤職員を配置しない場合でも、常勤職員の勤務時間を入力してください。

※常勤職員1人の1月あたりの勤務時間とは、法人の勤務規程等で定める時間としてください。

規定する人数

(配置基準) 以

上配置されてい

るか。

適

4	学級担任								学級数以上の学 級担任を配置し
		配置数		必要最低配置数				適	でいるか。
	保育教諭等			8.	人			<u>(1-1)</u>	
<b>⑤</b>	· 朗理業務従事者								保育定員に応じ て必要な調理員
	給食提供方法								が配置されているか。
	○ 調理員直接雇用による自園調理 × 1 日刊ウェ は + 2 の給金をは 部標 3 する場合は								
	調理業務委託によ	里 <b>2</b> ·	<ul><li>※1号認定こどもへの給食を外部搬入する場合は、</li><li>2・3号認定こどもへの給食提供方法についてのみ</li></ul>					調理業務を委託する場合は栄養	
	連携施設等からの	記載	記載すること。					士(又は管理栄養士)が配置さ	
									れているか。
	配置数 勤務時間 常勤換算値 配置基準							適	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	Α	В		
	調理員	2人	2人	160時間	160時間	3人	1人		
	栄養士	1人	0人				0人		
	※勤務時間の欄で、常勤は1人当たりの月総勤務時間、非常勤は全員の月総勤務時間を入力								
<u>(6)</u>				MANAGERIC SI	一中國人工	( V ) 71 (NE EM) 177			医師、歯科医
U	学校医等(嘱託等している場合は○) ○ 学校医 ○ 学校歯科医 ○ 学校薬剤師							滴	師、薬剤師に嘱 託しているか
	学校医	U	子仪图符目	<u> </u>	〇学	<b>以采削</b> 即		迎	
4	設備							適否	審査事項
								75 L	年齢別の定員、
	園舎の面積に関する移行特例を適用 ※貴施設の場合移行特例は適用できません								学級数に応じて 必要な園舎面積
	図音の回復に関す	נילו דדו נוצאיט		く見心故の名	<b>初口作9111寸</b>	別は週用で			を有している か。
	基準面積 実面積								, o
	A 320㎡+100㎡×(学級数-2) = 920.00㎡							適	
	B 2歳の園児×1.98㎡ = 9.90㎡ → 和 962.90㎡ 1120.00㎡								
	C 2 歳未満の園児×3.3㎡ = 33.00㎡								
									年齢別の定員、
(2)	園庭の面積								学級数に応じて必要な園庭面積を有しているか。
	園庭の面積に関する移行特例を適用								
	基準面積(A1とA2はいずれか大きい面積を計上) 実面積							۱ <del>۰ ۲/۰</del>	
	A1 400㎡+80㎡× (学級数-3) = 800.00㎡							適	
	A2 3歳以上の国			742. 5 33. 0		833. 00 m <sup>2</sup>	900.00m <sup>2</sup>		
	B 1・2歳の	園児×3.3r	n =						
									カウベ!
3	満2歳未満の園児に係る乳児室及びほふく室の面積								各室ごとの面積 が条例に規定す
	保育室等の種類	Ī		基準面	基準面積		実面積	<del>ند</del> ۱	る基準以上確保されているか。
	乳児室	O 肩	歳の園児×	3. 3m²	=	16. 50m²	50. 00 <b>m</b> ²	適	
	ほふく室	1 歳	1歳の園児×3.3㎡ = 16.50㎡ 50.00㎡						
<b>(4</b> )	満2歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室の面積								_
·	保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用							適	
	保育室等の種類 基準面積 実面積								
	保育室又は遊戯	-	まいトの周	见×1.98m		455 10m²	天面預 710.00㎡	~	
	かり土入162世風3	土   ∠ 月	メルエリ団	רוטע זי ע ייך ייך ייך אין	_	TUU. HUIII	710.00111		

- ●移行特例の適用について 移行特例を適用しなければ「適」とならない場合に適用の欄の〇を選択してください。なお、移行特例の適用可否に ついては、必ず、市の担当者に確認してください。
- ●実面積は各室面積表及び平面図に記載している面積と必ず一致させてください。

( <del>5</del> )	調珥	理室の設置						調理室(調理設
•		調理室を設置		備)を設置して いるか。				
		調理室以外の部分	適					
		スプリンクラー記						
		調理用器具の種類 るために必要な抗						
6	その	)他の必置設備		条例に規定する 必置設備を設置				
	<mark>〇</mark> 職員室			0	保健室(職員室内の静養スペ	٠ <del>٠٠</del>	しているか。	
	0	便所	∬ 飲料水用設備			適		
	0	手洗い用設備		0	足洗い用設備			
7	建物	の種類・構造	3 保育室等の		保育室等を2階 以上の階に設置			
	0	耐火建築物	建築基準法第2条第9号の2月	こ規	定する耐火建築物	設置階		する場合は、耐
		準耐火建築物 建築基準法第2条第9号の31			定する準耐火建築物個号口	① 1階		火建築物又は準耐火建築物(イ
		その他    ② 2階						準耐)である か。
	※傷	保育室等の設置	置階が3階以上の場合、以	下	も入力すること。	3	適	保育室等を3階
		壁及び天井の室内	<b>4</b>		以上の階に設置 する場合は、壁			
		カーテン、敷物、		等について必要 な基準を満たし				
	+	+ m± .1 m=n./++			ているか。 保育室等を2階			
9)		核防止用設備 保育室等その他∃	そどもが出入りし、又は通行す。	る場	所に、子どもの転落事故を防止す	「る次の設備が		以上の階に設置する場合に、転
	<ul><li>設けられている。</li><li>1階</li></ul>							落防止用設備が設置されている
							適	か。
	2階	皆「転落防止柵」						
10	警報	段・通報設備			保育室等を3階 以上の階に設置			
	※6	<b>保育室等の設置</b>		滴	する場合に、警報設備等が設置			
		非常警報器具又は	5.	<u> </u>	されているか。			
<b>(11)</b>	12字节	推用設備等						保育室等を2階
UI)		次の施設及び設備			室等からそのうちの一の施設又は			以上の階に設置 する場合に必要
	:	行距離が30メート 常用	(場合)		な、常用、避難用の施設又は設			
	1階	皆 避難用			備が設置されているか。			
		常用	屋内階段		また、保育室等			
	2階	皆 避難用	屋外階段	適	を3階以上の階			
		常用			に設置する場合 は、これらの施 設又は設備が避			
		避難用						
		世 常用				等に設けられて いるか。		
		避難用						

- ●「保育室等の設置階」の欄は、①~④の右側のセルに、保育室等を設置する階を入力してください。 ※保育室等を設置しない階は入力不要です。
- 例) 1階及び3階に保育室等があり、2階には職員室があるが保育室等はない場合 →①欄に1、②欄に3 と入力
- ●⑧保育室等の設置階で入力した階数に応じた、転落防止用設備を入力してください。 ※2階以上に保育室を設置しない場合は入力不要です。 ※転落防止設備は「転落防止柵」等具体的な設備名称を記載してください。

- ●8保育室等の設置階で入力した階数に応じた、避難用設備等を入力して下さい。 ※2階以上に保育室を設置しない場合は入力不要です。
- ●リスト中「屋内避難階段(※)」は『札幌市児童福祉法施行条例』第181条第1項第7号イの表中、2階~4階の避難用(1)の設備に係る、各ただし書きの要件を満たす設備である場合に選択してください。